

地域登録検査機関の登録通知書

住 所	
名称並びに 代表者の氏名	
登録の区分	
農産物検査を行う 農産物の種類	
農産物検査を行う区域	
登録番号	
登録年月日	
登録の有効期間	

農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づき、地域登録検査機関の登録をしたことを通知します。

年 月 日

山梨県知事

印



様式第2号

地域登録検査機関の登録拒否通知書

(名称)

(代表者氏名)

下記により、農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく地域登録検査機関の登録を拒否します。

記

[拒否理由]

年 月 日

山梨県知事

印

(教示)

この処分に不服がある場合には、

1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山梨県知事に異議申立てすること

及び

2 県を被告として、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項の規定に基づき、別紙のとおり
地域登録検査機関を登録したので、同条第6項の規定に基づき公示する。

山梨県知事

印

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、同条第3項において準用する同法第17条第6項の規定に基づき公示する。

山梨県知事

印

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第19条第1項の規定に基づき、地域登録検査機関の変更登録を行い、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第3項において準用する同法第17条第6項の規定に基づき公示する。

山梨県知事

印

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第9項の規定に基づき公示する。

山梨県知事

印

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第8項の規定に基づき、地域登録検査機関の業務の休止（廃止）の届出があったので、同条第9項の規定に基づき公示する。

山梨県知事

印

記

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地
- 2 休止又は廃止の別
- 3 休止の期間（廃止年月日）
- 4 休止（廃止）しようとする業務

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録が効力を失ったので同条第4項の規定に基づき公示する。

山梨県知事

印

記

登録の効力を失った地域登録検査機関の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地

様式第6号

表

証明書番号	
農産物検査員証	
登録検査機関の名称	
氏名	
検査を行う区域	
農産物の種類	
上記の者は、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第4項の規定に基づき農産物検査員として農林水産大臣の登録台帳に記帳された農産物検査員であることを証明する。	
発行年月日	山梨県知事

裏

農産物検査法抜粋	
(農産物検査の義務等)	
第二十条 登録検査機関は、農産物検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、農産物検査を行わなければならない。	
2 農産物検査員は、公正かつ誠実にその職務を行わなければならない。	
(改善命令)	
第二十三条 農林水産大臣は、登録検査機関が第二十条の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う農産物検査若しくは第十三条第一項の規定による表示若しくは検査証明書の記載が適当でないとき認めるときは、当該登録検査機関に対し、農産物検査を行うべきこと又は農産物検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	
留意事項	
① 農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載されている。	
② 記載されている農産物以外の農産物の農産物検査を行った場合は、農産物検査法第23条に基づく改善命令を発することがある。	

備考

用紙の大きさは、縦55mm、横91mmとする。

(照会者名) 殿

山梨県知事

印

地域登録検査機関登録状況証明書

照会のあった事項については、下記のとおり登録されていることを証明します。

記

照 会 の 概 要	地域登録検査機関の登録状況